

## 総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 128 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 129 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 130 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 131 号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 132 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (6) その他

2 日 時 令和 7 年 12 月 22 日 本会議休憩中

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄、森島守人  
(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説 明 員 内田市長、桑原総務政策部長、浅井総務人事課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星議事調整係長

8 経 過

開 会 (14:33)

大桃委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案について審査をお願いします。

- (1) 議案第 128 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 129 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 130 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 131 号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 132 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大桃委員長　　日程第1、議案第128号　魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第132号　魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの5件を一括議題といたします。執行部からの補足説明はございませんか。

内田市長　　ございません。

大桃委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員　　議員の報酬についてお伺いします。期末手当の支給額は、今まで3.45月でしたけれども、今回のこの条例改正によって0.05月上がるということによろしいわけですよね。

桑原総務政策部長　　年間で0.05月の引き上げということでございます。現行、年間で3.45月となっているものを年間で3.5月にするという改正でございます。

浅井総務人事課長　　議員報酬は、議長、副議長でない一般議員の報酬が月額30万9,400円ということですので、一人当たり1万7,790円の引き上げということになります。これは今年度、市議会議員の選挙が行われましたので、その在職期間というのが関係してきました、在職期間を考慮しないと1万7,790円の引き上げということになるということによろしくお願ひいたします。

森島委員　　次に、職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますけれども、先ほどの部長の説明の中では、若年層を手厚くするというお話もあったんですけれども、その若年層というのはどの年代といいますか職階制でいうとどの等級になるのか、その辺をお願いいたします。

桑原総務政策部長　　若年層の決まった定義はないんですけれども、主に給料表でいう1級、2級の職員を想定しております。主に主事補、主事、主任、その辺のクラスなんですけれども若年層ということでみています。参考までに申し上げますと、1級の職員ですと、今回の改定によって大体6.0%ぐらい引き上げになるわけなんですが、これは5級、要するに課長級、管理職の職員ですと2.8%の引き上げということで、支給率自体が若年層に手厚くなっているというところで説明をさせていただいたところでございます。

森島委員　　もう1点だけお聞きします。特別職、議員につきましては、3.5月ということですが、職員については手当を含めてトータル的にどのくらいになるのか。

桑原総務政策部長　　年間で申し上げますと、6月、12月はそれぞれ期末手当、勤勉手当を支給しておりますが、現行年間で4.6月分となっておるんですけれども、それが年間で0.05月引き上げられますので、年間で4.65月になるということでございます。

大桃委員長　　ほかに質疑はございませんか。

横山委員　　魚沼市職員の通勤手当についてお伺いします。今回、出てきたわけですが、今、魚沼市の職員で一番遠いというか、どのくらいの範囲から通っているのか伺います。

浅井総務人事課長　　今、一番遠い距離の職員は、新潟市から通っている職員が1名おりまして、この距離が大体80キロメートルぐらいということです。以上です。

大桃委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。ただいま一括議題としました5議案について、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより順次採決します。

まず、議案第128号　魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第128号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第129号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第130号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号 魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第131号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第132号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第132号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本件は、この後の本会議でそのように審査報告をいたします。

## （12）その他

大桃委員長　　日程第6、その他を議題といたします。執行部から報告事項等はありませんか。

（なし）委員の皆さんから御意見、協議事項等はありませんか。（なし）ないようですので、本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉　　会（14：43）

総務委員会

委員長 大桃 俊彦